

墨田区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 前条に規定する者の報酬の額は、<u>別表に定めるところによる。</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 公職選挙法第119条第1項の規定により、2以上の選挙を同時に行う場合における選挙長等の報酬の額は、これらの選挙の選挙会の区域が同一であるときは、1の選挙の選挙長等の報酬の額を超えることができない。</p> <p>4 <u>前3項の規定にかかわらず、墨田区選挙管理委員会が管理する選挙の更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）を開く場合における更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、次のとおりとする。</u></p> <p>— 選挙長 6,000円</p> <p>— 選挙立会人 5,000円</p> <p>5 <u>前項各号の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとの定額とする。ただし、2以上の更正決定等選挙会を同日に開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、1の更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額を超えることができない。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 前条に規定する者の報酬の額は、<u>別表の定めるところによる。</u></p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 公職選挙法第119条第1項の規定により、2以上の選挙を同時に行う場合における選挙長等の報酬は、これらの選挙の選挙会の区域が同一であるときは、1の選挙の選挙長等の報酬額を超えることができない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。